

## 岡山大学生協同組合 パソコン4年間延長保証サービスご利用規約 2017年度

延長保証サービスB4（自然故障+物損：上限回復プラン）（以下「本保証」といいます。）は、株式会社プロダクト・ワランティ・ジャパン（以下「PWJ」といいます。）・シネックスインフォテック株式会社（以下「シネックス」といいます。）及び岡山大学生協同組合（以下「岡大生協」といいます。）がサービスを運営・提供します。岡大生協は本保証にご加入いただくお客様に対して、保証書を電磁的方法、若しくは書面にて発行します。保証書が発行され、お客様がこれを受領した時点で、本保証の加入手続が完了します。サービス提供者は、保証書に記載された製品（以下「本製品」といいます。）について、延長保証サービスB4（自然故障+物損：上限回復プラン）規程（以下「本規程」といいます。）に定めるところに従い、無償修理（以下「保証修理」といいます。）を提供します。

### 第1条. 保証範囲

1. 本保証は、(i)本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた電気的・機械的故障が目つ、本製品の製造メーカー（以下「メーカー」といいます。）の保証規定にて保証対象となる故障（以下「自然故障」といいます。）及び(ii)本製品に破損、破裂、火災、落雷、異常電圧、水濡れ、風災、雪災等の偶発的事故に起因して本製品の機能が正常に働かなくなる場合（以下「物損」といいます。）を対象とします。

2. 第12条で定める保証の適用除外事項に該当する場合には、自然故障及び物損であっても、本保証の対象外とします。

### 第2条. 保証限度額

1. 自然故障の場合には、保証書に記載された保証上限金額を限度額（以下「自然故障に係る本保証の限度額を「保証限度額（自然故障）」とします。）として本保証に係るサービスの提供を行います。

2. 物損の場合には、保証書に記載された保証上限金額に下記の経年数区分毎に定めた割合を乗じた金額を、該当する経年数区分における保証限度額（以下「保証限度額（物損）」といい、保証限度額（自然故障）と併せて「保証限度額」と総称します。）とします。但し、保証限度額（物損）から、経年数区分での物損に係る保証修理の履行により発生した累積費用を差し引いた金額を限度額として、本保証に係るサービスの提供を行います。

経年数区分	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満
物損	100%	100%	100%	100%

※経過年数区分は、メーカー保証開始日から修理の受付日にて算定します。

※保証期間が5年未満のプランは、保証書に記載された保証終了日に終了します。

3. 保証上限金額は消費税込の金額とします。

### 第3条. 保証期間

本保証は、(i)自然故障については本製品のメーカー保証期間終了日の翌日、(ii)物損についてはメーカー保証期間開始日より、それぞれ始まり、自然故障及び物損のいずれについても保証書に記載された保証終了日に終了します（以下この期間を「保証期間」といいます。）。なお、第6条に定める事項に該当する場合には、本条の定めにかかわらず本保証は終了となります。また、メーカー及び岡大生協の事情により交換品（新品）が提供された場合、その他事由の如何を問わず、保証書に記載された保証終了日は変更されないものとします。

### 第4条. 保証内容

保証期間内に本製品に自然故障又は物損が発生した場合には、サービス提供者は連帯して、当該自然故障又は物損に係る保証修理に要する金額が、保証限度額の範囲内で保証修理を行います。本製品がメーカーが規定する出張修理対象製品である場合に限り、出張修理での保証修理を行います。この場合の出張料は本保証に含まれます。出張修理対象製品以外の場合には、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様より本製品を送付いただいた上で保証修理を行います。この場合のサービス提供者が指定する拠点までの往路及び復路の送料は本保証に含まれます。

### 第5条. 代替品

1. 自然故障の場合において、本保証における1回の保証修理に要する金額が、保証限度額（自然故障）を超過する場合には、代替品（新品）を提供することで保証修理に代えさせていただきます。代替品に関しては本製品と同一型番の製品の提供を行います。但し、同一型番の製品の保証限度額（自然故障）の範囲内での提供が困難な場合や、製造中止等の理由により同一型番の製品の入手が困難な場合には、保証限度額（自然故障）の範囲内にてメーカーを問わず同等機種をもって代替品とします。また、代替品の提供にあたって、お客様はサービス提供者に対して機種、型番、製品を購入する販売店等の指定を行うことはできません。

2. 物損の場合において、本保証における保証修理による1回の修理費用が、保証限度額（物損）を超過する場合には、代替品（新品）を提供することで保証修理に代えさせていただきます。保証限度額（物損）の範囲内での代替品の提供が困難な場合には、お客様にて代替品（新品）の購入金額の一部をご負担いただく事、代替品の提供を行います。お客様にご負担いただく金額は、代替品の販売額（サービス提供者が指定する店舗における、サービス提供者が案内した時点での販売価額になります。）から保証限度額（物損）を控除した差額となります。また、代替品提供の際に係る、サービス提供者への差額分をお振込いただく振込手数料等については、お客様のご負担となります。

3. サービス提供者からの代替品の提供により、本保証は終了します。

4. 代替品が提供された場合における出張修理対象製品については、修理依頼された本製品の所有権はお客様に帰属するものとします。他方で、出張修理対象製品以外の場合の修理依頼された本製品の所有権は、当該代替品の提供と引換えにいずれかのサービス提供者に移転するものとし、当該サービス提供者は、その後、係る本製品をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。

### 第6条. 保証の終了

以下の事項に該当する場合には、本保証は終了となります。なお、本保証の終了により、自然故障及び物損のいずれに関するサービスも終了いたします。

- 第3条に定めるところに従い、保証期間が満了した場合。
- 第5条に定めるところに従い、代替品が提供された場合。
- メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により本製品の修理又は交換による修理を行えない場合（事業継承等により、メーカーと同水準・同条件にて修理を行う者が存在する場合、又は代替品の提供が可能な場合は除く。）。)

### 第7条. お客様のご負担となる主な費用

以下に定める事由のない費用は、本保証には含まれておらず、専らお客様のご負担によるものとします。但し、本保証の範囲外の事由のない費用を、これらに限定する趣旨ではありません。

- 本製品が出張修理対象製品以外の場合における、本製品の着脱費用（梱包材等諸費用を含む。）。
- 本製品の修理方法を問わず、メーカーの定める離島及び遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費・宿泊費・送料（往復共）等。
- 本製品の設置・工事費用及び本製品の処分に係る費用（リサイクル費用を含む。以下同様。）。
- 代替品提供の際に発生する、送料及び設置・工事費用、当該代替品の処分に係る費用、並びにサービス提供者への差額分をお振込いただく振込手数料等。
- 本保証利用時にお客様からのご連絡に必要な費用、その他通信費用。
- 保証修理を行う際に、代用品をお客様が必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用（サービス提供者は、代用品の手配・提供等は一切行いません。）。
- 本製品が出張修理対象製品以外の場合に、お客様のご都合により、出張又は引取を希望される場合のこれに伴う諸費用（出張費用、引取費用、梱包材等）。
- 本保証の対象外となる故障及び当該故障の修理に必要な費用。
- 本保証の対象外となり、保証修理をキャンセルされた場合に必要となる技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。

### 第8条. 保証修理の依頼方法

保証期間内に本製品に自然故障又は物損が発生した場合には、お客様は、延長保証修理受付窓口（下記記載）に連絡して保証修理をご依頼ください。保証修理受付時に、延長保証修理受付窓口より保証修理手続の手順をご説明しますので、説明手順に従ってください。なお、メーカー保証期間中の故障に関しても、延長保証修理受付窓口にて修理の受付を行います。

- お客様による保証修理のご依頼をいただいた際、延長保証修理受付窓口は、お客様の保証に関する登録情報（保証登録番号、製品情報及び個人情報）の確認をいたします。お客様より保証修理依頼の際にご通知いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他お客様より必要な情報のご通知をいただけない場合には、本保証が提供されない場合がございますので、お客様におかれましては、本保証の加入後、保証書（必要情報が記載されております。）の保管・管理に十分ご注意くださいようお願いいたします。
- サービス提供者以外で修理を依頼された場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。
- 火災に起因する損害の場合には、罹災証明書の原本（最寄りの消防署にて発行）をご用意いただく必要がある場合があります。
- 破損、破裂に起因する損害の場合、不具合のある本製品の写真ををご用意いただく必要がある場合があります。
- サービス提供者が必要と判断した場合に本製品に係る記憶装置のデータの消去を行うことについては、お客様は事前にご同意いただいているものとし、何ら異議を述べないものとします。
- お客様のご都合により、修理受付日から1カ月経過しても修理の着手ができない場合には、修理受付を無効とします。

### 第9条. 登録情報の変更

以下の場合には、お客様におかれましては、速やかに延長保証修理受付窓口までご通知ください。ご通知をいただけなかった場合には、本保証が適用されないことがあります。なお、保証書に記載されたお客様情報の変更は、保証書に記載されたお客様からご通知いただいた場合に限り承ります。

- 保証期間中に、お客様名や連絡先電話番号、住所等の変更がある場合。本製品の第三者への転売や譲渡をされる場合には、本規程をご説明の上、お客様より新しい所有者の情報をご通知ください。
- メーカー若しくは岡大生協より交換品の提供等が行われ、製品情報及び製造番号に変更があった場合。

### 第10条. 個人情報の使用

サービス提供者は、お客様よりご提供いただいた保証項目、個人情報等を保管、使用、処理の上、本保証を提供します。また、本保証を提供する為、以下の場合に限り、サービス提供者の責任において、事業協力会社（メーカー・理事会社・販売店・金融機関等）、保険会社等へお客様の個人情報を提供いたします。

- 保証修理（代替品の提供を含む。）に際してサービス提供者と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合。
- 本保証の履行に伴うリスクを対象とする保険会社との間の保険契約の締結、保険金の請求その他の保険契約に関する諸手続のために個人情報の提供が必要となる場合。

## 第 11 条. 間接損害

本保証に関する法律上の請求において、間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（障害に起因する死亡及び怪我を含む。）並びに他の財物に生じた損害に関して、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。但し、サービス提供者の故意又は重大過失によるものがある場合には、この限りではありません。

## 第 12 条. 保証の適用除外事項

以下の事項に該当する場合には、本保証は適用されないものとします。

- お客様又は第三者の故意若しくは過失又はメーカー保証の対象外である加工、改造、修理、設置、工事若しくは清掃に起因する故障及び損害。
- 記憶装置を持つ製品のデータの復元及び手配等に係る一切の費用。
- メーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する故障及び損害（船舶への搭載、高温、高湿度等の特殊な環境での使用を含む。）。
- 地震、つなみ、噴火に起因する故障及び損害。
- 消耗品（電池、充電電池、インクカートリッジ、フィルター、パッキン、ガスケット等）、バッテリー又はメーカーの指定する消耗品の交換に係る費用。
- 消耗品単体の故障及び損害。
- メーカー指定外の消耗品の設置又は使用に起因する故障及び損害。
- 通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラム又はその他ソフトウェアに起因する故障及び損害。
- 盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客様が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。
- 経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に相当するもの（外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部品、スプリング等のヘタリ、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ変質、変色、その他類似の事由等）。
- 本製品の機能及び使用の際に影響の無い損害（外観、傷、液晶の画面焼けやピクセル抜け及び輝度低下を含む。）。
- メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品及びリコール部位に起因する本製品の故障及び損害。
- 本製品の仕様、構造上の欠陥又は本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。
- 部品等本製品の構成部分の一部分であって、本製品中当該部分が無ければ、正常に本製品が動作しなくなる又は本製品の本来の仕様を満たさなくなるものが、サービス提供者への本製品の提供時点で欠落している場合（本製品の欠陥により脱落し、お客様の過失無くして紛失した場合を除く。）。
- 本製品の付属部品、アクセサリ等の故障や、周辺機器等の本製品以外の製品の故障、増設機器、ソフトウェア等の相性に起因する故障及び不具合。
- サービス提供者が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、サービス提供者が故障の存在を確認できなかった場合。
- 本保証の対象外に起因する故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用等。
- 部品交換を伴わない調整、手直し修理、保守、点検、検査、作業等、及び埃、虫等の侵入に起因する故障。（「清掃、リカバリ、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合」）。
- お客様ご自身で付加されたラベル・シート・カバー類、塗装・刻印等を元の状態に復旧する費用。
- 本保証以外の保証（製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）及び保険の制度により補償を受ける又は受けた場合。
- サービス提供者を経由せず、修理をご依頼された場合、本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
- 国又は公共団体の公権力の行使に起因する故障及び損害。
- 核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障及び損害。
- 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事象に起因する故障及び損害。
- 本製品の損害に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。
- 本製品と異なる製品（シリアル番号等が異なる場合等）の修理をご依頼された場合や、本製品のシリアル番号が確認できない場合（但し、火災等のサービス提供者が対象と認める場合や、製品の内蔵データ等から本製品と同一と確認ができる場合を除く。）。

## 第 13 条. 解除

- お客様は、サービス提供者に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。解除の申し出は、延長保証修理受付窓口に連絡のうえ所定の手続きによるものとし、サービス提供者は、サービス提供者が別途定める算式により算出した返戻金をお客様にお支払いします。但し、サービス提供者に対してキャンセル料等の債権がない場合に限りです。
- 前項の規定にかかわらず、本製品の売買契約の解除に伴い本保証が解除される場合には、加入先が保証料の全額返金を行うものとします。
- サービス提供者は、お客様が、次のいずれかに該当する場合には、お客様に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。
  - 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
  - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- 前項の規定による解除が自然故障の後になされた場合であっても、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した自然故障については、サービス提供者は、保証修理を行いません。この場合において、既に保証修理を行っていた時は、サービス提供者は、当該保証修理費用相当額の返還を請求することができます。

## 第 14 条. 解除の効力

本保証の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

## 第 15 条. その他の注意事項

- 故障並びに損害の認定等についてサービス提供者とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、サービス提供者は中立的な第三者の意見を求めることができます。
- 修理依頼品において、返却可能日をお知らせしている場合（お客様ご都合でお知らせできない場合を含む。）、依頼をお受けした日から 1 年間を経過してもお受け取りいただけない時は、サービス提供者にて処分します。その際には修理費用（キャンセルに伴う一切の費用を含む。）に加え、処分に要した費用の一切を、サービス提供者の請求に従い速やかにお支払いいただくものとします。
- お客様は、本保証にお申し込んだ時点で、本規程にご同意いただいたものとします。

## 第 16 条. 保証料の損害保険充当

- PWJ は、保証料金を原資として、損害保険会社（以下「本保険会社」といいます。）とサービス提供者を被保険者とする保険契約（以下「本保険契約」といいます。）を締結し、本保証を運用しております。本保険契約の締結履行、保険金請求手続その他に関し、PWJ へ委託することについてお客様より事前にご同意いただいているものとし、何ら異議を述べないものとします。これに基づき、前述の手続は PWJ が行います。
- 本延長保証システムは、お客様に対して本規程に従い保証修理を提供し、本保険契約に基づき本保険会社より受領する保険金を当該保証修理に係る費用等の支払に充てる仕組みとなっております。その為、故障の発生状況によりお客様に対しても本保険会社の調査が入る場合があります。

## 第 17 条. 本規程の変更

- サービス提供者は、本規程の目的に反しない範囲で、本規程を変更することがあります。
- 前項に基づき本規程を変更する場合には、サービス提供者のホームページへの掲載その他サービス提供者が適切と認める方法により、変更内容及び変更時期を明示します。